

福岡県公報

令和 3 年 5 月 7 日
第 197 号

目 次

告 示 (第504号 - 第523号)

- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) 1
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂 防 課) 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 3
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 3
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 3
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 4
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保 護 ・ 援 護 課) 4
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保 護 ・ 援 護 課) 4
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更 (保 護 ・ 援 護 課) 5
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保 護 ・ 援 護 課) 5
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保 護 ・ 援 護 課) 6
- 指定代理納付者の指定 (税 務 課) 6
- 鳥獣捕獲等事業の変更 (農山漁村振興課) 6
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 6
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 7

- ふるさと寄附金指定代理納付者の指定 (税 務 課) 7
- ふるさと寄附金指定代理納付者の指定 (税 務 課) 7
- 公 告**
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8
- 令和3年度毒物劇物取扱者試験の実施 (薬 務 課) 8
- 令和3年度狩猟免許試験及び狩猟免許の更新のための適正検査の実施 (農山漁村振興課) 9
- 産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の縦覧 (廃棄物対策課) 12

告 示

福岡県告示第504号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成24年3月福岡県告示第639号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年5月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
藤町川	久留米市草野町吉木及び山本町耳納（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1は省略し、その図面を久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第505号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成24年3月福岡県告示第640号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準

用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年5月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
藤町川	久留米市草野町吉木及び山本町耳納（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第506号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年5月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
藤町川	久留米市草野町吉木及び山本町耳納（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1は省略し、その図面を久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第507号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年5月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
北九州市八幡西区大字上上津役字石割谷2507・2508の1（以上2筆について次の図

に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第508号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年5月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市桑野字石坂702の2、字倉谷782の1、789、790

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字石坂702の2（次の図に示す部分に限る。）、字倉谷782の1・789・790（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第509号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 3 年 5 月 7 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
田川郡添田町大字落合字深倉山1672の 1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第510号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 3 年 5 月 7 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
田川郡添田町大字中元寺字木浦東 118 の 1、字藤ヶ谷 126 の 3
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第511号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 3 年 5 月 7 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
北九州市小倉南区大字頂吉字タブガ迫 728、729
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第512号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年5月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉市黒川字黒松 782、830
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字黒松 782・830（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第513号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年5月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
宰生111	ゆうゆうクリニック	太宰府市五条二丁目11-3	R3・4・1
春生185	中村内科クリニック	春日市白水ヶ丘四丁目70	R3・3・1
春生186	医療法人瀧本眼科クリニック	春日市須玖南三丁目88番地	R3・3・1
春生187	さいた整形外科クリニック	春日市惣利一丁目29	R3・4・1
那珂生6	社会医療法人喜悦会ちくし那珂川病院	那珂川市仲二丁目8-1	R3・3・1
飯生341	明治記念医院	飯塚市川津360-3	R3・3・1
那珂生歯5	ひらせ歯科医院	那珂川市片縄北一丁目1-1	R3・3・1
宰生薬55	株式会社 大賀薬局 五条2丁目店	太宰府市五条二丁目11-1車屋第1ビル1F	R3・4・1
春生薬78	大信薬局 惣利店	春日市惣利一丁目29	R3・4・1
京生薬145	みやこスターファーマシー	京都郡みやこ町豊津1104-12	R3・3・1

福岡県告示第514号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6

年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和3年5月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
春生180	瀧本眼科クリニック	春日市須玖南三丁目88番地	R3・2・28
筑紫生156	ちくし那珂川病院	筑紫野市二日市中央三丁目6-12	R3・2・28
飯生281	上村皮ふ科形成外科クリニック	飯塚市忠隈字深町355-2	R3・2・28
飯生329	明治記念病院	飯塚市川津360-3	R3・2・28
春生歯11	古賀歯科医院	春日市上白水三丁目41第2河鍋ビル1F	R3・3・3
福岡生歯73	ひらせ歯科医院	那珂川市片縄北一丁目1-1	R3・2・28
宗遠生薬8	大信薬局 遠賀店	遠賀郡遠賀町松の本二丁目19-25	R2・6・1
京生薬18	錦ヶ丘調剤薬局	京都郡みやこ町豊津1104-12	R3・2・28

福岡県告示第515号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和3年5月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
筑紫生166	二日市共立病院	二日市那珂川病院	筑紫野市二日市中央三丁目6番12号	R3・3・1
春生歯40	浅尾歯科クリニック	なつの木ファミリー歯科	春日市大谷七丁目148-2	R3・1・12
筑紫地生歯3	医療法人元気が湧くこども歯科もとやま	医療法人元気が湧くKiD's歯科ながわ	那珂川市大字中原4-39	R3・3・16

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
筑紫生166	二日市那珂川病院	筑紫野市二日市中央二丁目10番1号	筑紫野市二日市中央三丁目6番12号	R3・3・1
柳生61	医療法人わたなべ内科クリニック	柳川市矢加部218	柳川市立石890	R3・2・22
遠生83	こんどう胃腸科外科医院	遠賀郡岡垣町海老津駅前7-16	遠賀郡岡垣町海老津駅前8-1	R3・3・1
行生薬59	あおぞら薬局	行橋市西宮市五丁目13-12	行橋市西宮市五丁目17-1	R3・3・1

福岡県告示第516号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和3年5月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
大生マ44	佐々木 崇光(OF A療養サポートセンター大牟田店)	大牟田市大字宮崎11-2-402	R3・3・29
田生マ46	権藤 武宏(からだ健康治療院 田川店)	田川市宮尾4-5	R3・4・1

田生マ47	池田 武文 (からだ健康治療院 田川店)	田川市宮尾4-5	R3・3・23
像生柔127	村上 恵介 (宗像整骨院)	宗像市土穴一丁目15-10	R3・3・23
糸島地生柔67	溝口 勝哉 (溝口整骨院)	糸島市前原東三丁目9-23	R3・3・23
田生はき11	池田 武文 (からだ健康治療院 田川店)	田川市宮尾4-5	R3・4・1

福岡県告示第517号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。））第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年5月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
飯生柔85	大谷 賢太郎 (こうぶくろ整骨院)	飯塚市幸袋字新町243-1	R3・2・28

福岡県告示第518号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第85条の5の規定により告示する。

令和3年5月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地

- (1) 名称
ヤフー株式会社

(2) 所在地

東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 指定した日

令和3年4月1日

3 指定期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 対象となる歳入

令和3年度定期自動車税種別割

福岡県告示第519号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の規定に基づき、令和3年4月8日付けで鳥獣捕獲等事業の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のように公示する。

令和3年5月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

事業者の名称	住所	代表者の氏名
一般社団法人福岡県猟友会	福岡市博多区博多駅東二丁目8-22 第1よしみビル206号	不老 安正

福岡県告示第520号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年5月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和59年8月7日農林水産省告示第1551号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

福岡県告示第521号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年5月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年10月19日農林水産省告示第1573号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

福岡県告示第522号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第85条の

5の規定により告示する。

令和3年5月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

九州カード株式会社

(2) 所在地

福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号

2 指定した日

令和3年4月1日

3 指定期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 対象となる歳入

ふるさと寄附金

福岡県告示第523号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第85条の5の規定により告示する。

令和3年5月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

株式会社F F Gカード

(2) 所在地

福岡市西区姪浜駅南一丁目7番1号

2 指定した日

令和3年4月1日

3 指定期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

- 4 対象となる歳入
ふるさと寄附金

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年5月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福津市津丸字片熊835番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宗像市自由ヶ丘七丁目21番地16 ヒルトップ11 A-5号
畑 宏樹

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年5月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福津市津丸字片熊832番7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福津市津丸832番地6
真方 尚人
真方 満喜子

公告

令和3年度毒物劇物取扱者試験（一般毒物劇物取扱者試験、農薬用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験）を次のように実施する。

令和3年5月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 受験資格

原則として、本県内に居住する者、本県内で勤務する者又は本県内の学校に在学中の者に限る。

なお、次に掲げる者は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく毒物劇物取扱責任者となることができない。

ア 18歳未満の者

イ 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「省令」という。）第6条の2の規定により準用する省令第4条の7で定めるもの

ウ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

エ 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験及び実地試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

ア 筆記試験

(ア) 毒物及び劇物に関する法規

(イ) 基礎化学

(ウ) 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

イ 実地試験

毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第2に掲げる

劇物に限る。)の識別及び取扱方法

(2) 日時及び場所

日 時	場 所
令和 3 年 8 月 3 日 (火曜日) 10時00分～12時00分	福岡市博多区石城町 2 - 1 福岡国際会議場

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願 1 部及び写真台帳 (写真 (申込前 6 月以内に撮影した正面向き、上半身、無帽、名刺型タテ 4 cm × ヨコ 3 cm で、裏面に氏名及び生年月日を記入したものを)を写真貼付欄にのりづけすること。) 1 部並びに試験手数料 10,500 円を添えて、住所地又は勤務地を管轄する県保健福祉 (環境) 事務所又は市保健所 (北九州市及び久留米市の保健所並びに福岡市の各区保健福祉センター。以下同じ。)へ提出すること。

イ 受験願等の用紙は、最寄りの県保健福祉 (環境) 事務所、市保健所で交付する。郵便によって受験願等の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、120 円切手を貼った返信用封筒 (A 4 版) を必ず同封すること。

ウ 試験手数料 10,500 円は、福岡県領収証紙により納入 (領収証紙納付書に貼付) すること。試験手数料は、申込み受付後は、一切返還しない。

(2) 受付期間

受験申込みの受付期間は、令和 3 年 6 月 9 日 (水曜日) から同年 6 月 18 日 (金曜日) まで (土曜日及び日曜日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで。ただし、福岡市の各区保健福祉センターにあつては、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで。) とする。

4 合格者の発表及び合格証の交付

(1) 合格者の発表は、令和 3 年 9 月 3 日 (金曜日) 午前 9 時 00 分に福岡県保健医療介護部薬務課、県保健福祉 (環境) 事務所及び市保健所に受験番号を掲示して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証を交付する。

5 その他

(1) 身体上の都合により、やむを得ず座席の配慮や車での上場が必要な場合は、受験

願の最下段余白にその旨朱書きするとともに、窓口にて申し出ること (後日、状況を聞き取りの上、可能な対応について検討する。))。

なお、「身体上の都合」とは、身体の障がいや怪我により車イスや松葉杖を使用している場合、妊娠している場合、難聴の場合等を指す。

(2) 新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、以下の点について厳守すること。

なお、福岡県保健医療介護部薬務課の指示に従わない場合は、受験ができないことがある。

ア 試験場所ではマスクを着用すること。

イ 当日に検温等を実施し、体調が悪い場合には受験を控えること。

(3) 受験手続その他の問合せは、最寄りの県保健福祉 (環境) 事務所又は市保健所に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して 84 円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

令和 3 年度狩猟免許試験及び狩猟免許の更新のための適性検査を次のように実施する。

令和 3 年 5 月 7 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 狩猟免許試験の期日及び場所

期 日	場 所		所 管
	所 在 地	会 場	
令和 3 年 6 月 23 日 (水曜日)	福岡市中央区赤坂一丁目 8 - 8	福岡県福岡西総合庁舎	福岡県福岡農林事務所
令和 3 年 6 月 24 日 (木曜日)	北九州市八幡西区則松 3 - 7 - 1	福岡県八幡総合庁舎	福岡県八幡農林事務所
	行橋市中央 1 - 2 - 1	福岡県行橋総合庁舎	福岡県行橋農林事務所
令和 3 年 7 月 27 日 (火曜日)	朝倉市甘木 198 - 1	ピーポート甘木	福岡県朝倉農林事務所

令和3年7月29日（木曜日）	飯塚市新立岩8-13	飯塚市立岩交流センター	福岡県飯塚農林事務所
	筑後市大字和泉606-1	福岡県筑後農林事務所	福岡県筑後農林事務所
令和3年8月22日（日曜日）	筑後市大字和泉606-1	福岡県筑後農林事務所	福岡県筑後農林事務所
令和4年1月23日（日曜日）	北九州市八幡西区則松3-7-1	福岡県八幡総合庁舎	福岡県八幡農林事務所

2 受験資格者並びに試験科目及び試験時間

(1) 受験資格者

福岡県内に住所を有する者で、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第40条に規定する免許の欠格事由に該当しないもの

なお、年齢については、銃猟免許にあっては試験当日20歳以上、網猟免許及びわな猟免許にあっては試験当日18歳以上の者

(2) 試験科目及び試験時間

区分	試験科目	試験時間
	課題	
知識試験	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する知識について	午前9時30分～午前11時00分
適性試験	視力、聴力及び運動能力について	午前11時00分～午後0時30分
技能試験	猟具の操作、距離の目測（網猟、わな猟免許を除く。）及び鳥獣の判別	午後1時30分～午後5時00分

3 狩猟免許の更新のための適性検査の期日及び場所

期日	会場所在地	会場名
令和3年6月22日（火曜日）	朝倉市甘木198-1	ピーポート甘木
令和3年6月23日（水曜日）	みやま市高田町濃施14	まいピア高田
令和3年6月25日（金曜日）	朝倉市杷木久喜宮1685	サンライズ杷木
令和3年6月29日（火曜日）	久留米市北野町中273-1	北野生涯学習センター
令和3年6月30日（水曜日）	八女市黒木町今1314-1	八女市黒木支所

令和3年7月2日（金曜日）	うきは市吉井町983-1	るり色ふるさと館
	北九州市小倉北区井堀5-1-3	北九州パレス
令和3年7月7日（水曜日）	筑後市大字和泉606-1	福岡県筑後農林事務所
令和3年7月8日（木曜日）	北九州市小倉南区大字木下670-1	東谷興農会館
令和3年7月13日（火曜日）	飯塚市新立岩8-1	福岡県飯塚総合庁舎
	八女市立花町原島108-1	八女市立花市民センター
令和3年7月14日（水曜日）	北九州市八幡西区則松3-7-1	福岡県八幡総合庁舎
令和3年7月15日（木曜日）	飯塚市新立岩8-1	福岡県飯塚総合庁舎
令和3年7月16日（金曜日）		福岡県行橋総合庁舎
令和3年7月20日（火曜日）	北九州市八幡西区則松3-7-1	福岡県八幡総合庁舎
令和3年7月21日（水曜日）	大牟田市健老町461	大牟田市エコサンクセンター
令和3年7月27日（火曜日）	北九州市八幡西区則松3-7-1	福岡県八幡総合庁舎
令和3年7月29日（木曜日）	福岡市博多区吉塚本町13-50	福岡県吉塚合同庁舎
		福岡県行橋総合庁舎
令和3年7月30日（金曜日）	行橋市中央1-2-1	福岡県行橋総合庁舎
令和3年8月1日（日曜日）	福岡市博多区吉塚本町13-50	福岡県吉塚合同庁舎

4 受検資格者並びに検査時間

(1) 受検資格者

平成30年において狩猟免許試験又は狩猟者講習を受けて狩猟免許を取得している者で、福岡県内に住所を有し、かつ、当該免許の更新を受けようとするもの（1種の免許について受講資格を有する者は、有効期限の異なる他種の免許についても、受講資格を有する。）

なお、認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって環境省令で定める方法により狩

猟について必要な適性を有することが確認されたものについては、適性試験を免除する。

(2) 検査時間

午前9時から午後5時までの1時間程度

5 受験又は受検の申込方法

(1) 受験又は受検の希望者は、狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書（いずれも免許の種類ごとに1通必要）に必要な事項を記入し、次に掲げるものを添えて、下記で定める申込期間内に申請者の居住地を所管する農林事務所に申し込むこと。なお、各申請書類は、必ず黒のボールペン（消えないもの）で記入すること。

ア 写真（申込前6月以内に撮影した上三分身、無帽、正面向き、縦3.0センチメートル横2.4センチメートルのもの。免許の種類ごとに1枚必要）を貼った受験票又は受講票（用紙は、各農林事務所及び猟友会支部で交付する。）

イ 次に掲げる者でないことを証明する医師の診断書（申請日前3か月以内のものとする。また、申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可の写しを添付している場合を除く。）

(ア) 統合失調症にかかっている者

(イ) そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）にかかっている者

(ウ) てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）にかかっている者

(エ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気（アからウまでに掲げるものを除く。）にかかっている者

(オ) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(カ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（アからオまでに該当する者を除く。）

ウ 狩猟免許申請手数料（5,200円（試験の一部を免除される者にあつては3,900円）。2種以上受験しようとする者は1種ごとに5,200円（試験の一部を免除される者にあつては3,900円）を加算のこと。）又は狩猟免許更新申請手数料（2,900円。2

種以上を受講しようとする者は1種ごとに2,900円を加算のこと。）

なお、各手数料は、福岡県領収証紙で納付すること。

（販売所一覧：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kkaikei.html>）

(2) 狩猟免許は、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の4種であり、狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書は、各種ごとに提出すること。

ア 網猟免許は、網を使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。

イ わな猟免許は、わなを使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。

ウ 第一種銃猟免許は、装薬銃を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。（ただし、第一種銃猟免許を受けた者は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をすることができる。）

エ 第二種銃猟免許は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。

【実施期日、会場名及び申請期間】

狩猟免許試験		
実施期日	会 場 名	申 請 期 間
令和3年6月23日（水曜日）	福岡県福岡西総合庁舎	5月20日（木）～6月9日（水）
令和3年6月24日（木曜日）		
令和3年6月24日（木曜日）	福岡県八幡総合庁舎 福岡県行橋総合庁舎	5月20日（木）～6月9日（水）
令和3年7月27日（火曜日）	ピーポート甘木	5月20日（木）～7月12日（月）
令和3年7月29日（木曜日）	飯塚市立岩交流センター 福岡県筑後農林事務所	5月20日（木）～7月12日（月）
令和3年8月22日（日曜日）	福岡県筑後農林事務所	5月20日（木）～8月6日（金）
令和4年1月23日（日曜日）	福岡県八幡総合庁舎	11月1日（月）～12月28日（火）

狩猟免許の更新のための適性検査		
期 日	会 場 名	申 請 期 間
令和3年6月22日（火曜日）	ピーポート甘木	5月20日（木）～6月9日（水）

令和3年6月23日(水曜日)	まいピア高田	5月20日(木)～6月9日(水)
令和3年6月25日(金曜日)	サンライズ杷木	5月20日(木)～6月11日(金)
令和3年6月29日(火曜日)	北野生涯学習センター	5月20日(木)～6月15日(火)
令和3年6月30日(水曜日)	八女市黒木支所	5月20日(木)～6月16日(水)
令和3年7月2日(金曜日)	るり色ふるさと館	5月20日(木)～6月18日(金)
	北九州パレス	5月20日(木)～6月18日(金)
令和3年7月7日(水曜日)	福岡県筑後農林事務所	5月20日(木)～6月23日(水)
令和3年7月8日(木曜日)	東谷興農会館	5月20日(木)～6月24日(木)
令和3年7月13日(火曜日)	福岡県飯塚総合庁舎	5月20日(木)～6月29日(火)
	八女市立花市民センター	5月20日(木)～6月29日(火)
令和3年7月14日(水曜日)	福岡県八幡総合庁舎	5月20日(木)～6月30日(水)
令和3年7月15日(木曜日)	福岡県飯塚総合庁舎	5月20日(木)～6月29日(火)
令和3年7月16日(金曜日)	福岡県行橋総合庁舎	5月20日(木)～7月2日(金)
令和3年7月20日(火曜日)	福岡県八幡総合庁舎	5月20日(木)～7月5日(月)
令和3年7月21日(水曜日)	大牟田市エコサックセンター	5月20日(木)～7月6日(火)
令和3年7月27日(火曜日)	福岡県八幡総合庁舎	5月20日(木)～7月12日(月)
令和3年7月29日(木曜日)	福岡県吉塚合同庁舎	5月20日(木)～7月14日(水)
令和3年7月30日(金曜日)	福岡県行橋総合庁舎	5月20日(木)～7月15日(木)
令和3年8月1日(日曜日)	福岡県吉塚合同庁舎	5月20日(木)～7月14日(水)

6 注意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により日程を変更する場合があること。

- (2) 試験の当日の受付は、午前9時00分から同9時30分まで行う。
- (3) 適性検査の当日の受検時間は農林事務所職員が指示する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、狩猟者講習は狩猟免許更新申請書の受付時に配布する資料を用い、受検者が自宅において学習することにより代替する。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は、試験又は適性検査を受けることができなくなるので注意すること。
- ア 試験開始時刻又は適性検査開始時刻に遅れた場合
- イ 受験中又は検査中無断で退席した場合
- ウ 試験又は適性検査を不正な手段によって受け、又は受けさせようとした場合
- エ 他の者の迷惑になるような行動等をとった場合
- (6) 手数料は、福岡県領収証紙により納付することとし、既納の手数料、申請書等は、いかなる理由があっても返還しない。
- (7) 試験又は適性検査には、受験票又は受講票及び筆記具を必ず持参すること。
- (8) その他詳細については、福岡県各農林事務所農山村振興課若しくは農山村・農業振興課又は農林水産部農山漁村振興課鳥獣対策係に問い合わせること。

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条の2の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条例第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を縦覧に供する。

令和3年5月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 株式会社タイヤチップセンター
- 大野城市御笠川一丁目16番13号
- 代表取締役 白井 修

2 施設の種類及び処理能力

廃プラスチック類の破碎施設

廃プラスチック類 一日当たり 12.9 t

3 設置場所

大野城市御笠川一丁目16番15

4 指定地域

大野城市御笠川一丁目、御笠川二丁目、御笠川四丁目、御笠川五丁目、山田三丁目、山田五丁目及び筒井四丁目の各一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。

5 縦覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県筑紫保健福祉環境事務所環境指導課

6 縦覧の期間

令和3年5月7日から同年6月7日まで